

静岡県本庁舎広告付情報案内板設置事業 企画提案募集要項

1 趣旨

この要項は、行政財産の有効活用及び財源の確保（収入）を図るとともに、県本庁舎の来庁者に対して、静岡県の県政情報や観光情報等を積極的に発信することを目的として、静岡県本庁舎（東館 2 階）に設置する情報案内板の作成、設置及び広告管理を一体的に取り扱う事業者を選定するために企画提案を募集するものである。

2 業務概要

(1) 業務名 静岡県本庁舎広告付情報案内板設置事業

(2) 設置場所

名 称	静岡県本庁舎（東館 2 階）
所 在 地	静岡市葵区追手町 9 番 6 号
開庁時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
閉 庁 日	土曜、日曜、祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
使用電源	100V、15A
参考数値	県本庁舎駐車場利用台数 約 4 万 2 千台／年（令和 6 年度）

(3) 業務内容 別紙仕様書のとおり

(4) 設置時期 令和 7 年 10 月上旬（予定）

(5) 業務期間 令和 7 年 7 月上旬から令和 10 年 9 月下旬まで（予定）

（情報案内板設置予定期間 令和 7 年 10 月上旬から令和 10 年 9 月下旬まで（3 年間））

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人であること。

(1) 本県における物品購入等及び一般業務委託に係る入札参加資格を有し、「営業種目 76 広告代理」を登録している者又は新たに入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(2) 同種業務である広告付案内板の設置・管理業務について、過去 2 年間（令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に、地方公共団体等と契約の実績があること。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の適用を受けていない者であり、かつ再生手続又は更生手続の開始の申立てをしていない者であること。

(5) 募集公告の日から事業者決定までの期間に、本県における物品購入等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 企画提案等に係る手続き

（1）スケジュール

公募開始	令和7年5月28日（水）
企画提案書等の受付期間	令和7年5月28日（水）から6月9日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時30分から午後5時まで
企画提案書等の審査	令和7年6月中旬
選定結果の通知	令和7年6月下旬
契約書の締結 行政財産の使用許可手続き	令和7年7月上旬
広告付情報案内板設置	令和7年10月上旬

（2）質問及び回答

募集に関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

質問書の受付期間	令和7年5月28日（水）から6月9日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時30分から午後5時まで
質問提出方法及び場所	質問書（様式5号）により、静岡県財務部総務課にEメールで提出すること。 Eメール: choushakanri@pref.shizuoka.lg.jp
回答書の縦覧期間	令和7年6月10日（火）から6月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時30分から午後5時まで
回答書の縦覧場所	12に記載の担当部署及び県ホームページ
注意事項	質問に対する回答書の内容は、本募集要項等の追加又は修正とみなす。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提案者は、次の書類を作成のうえ、提出すること。

- ア 参加申込書（様式1号）
- イ 誓約書（様式2号）
- ウ 取扱実績調書（様式3号）
- エ 価格提案書（様式4号）
- オ 企画提案書（様式任意）

次の事項を記載するとともに、設置位置図及び設置立面図（寸法等記入）を添付すること。なお、書類サイズは原則A4判とするが、図表等についてはA3判として折り込むことは可能とする。また、デザイン等にかかる資料は、配色等が確認できるようカラー印刷にすること。

- (ア) 設備本体の構造、設置方法等
 - (イ) 行政情報、地図部分及び広告部分の配置、サイズ、デザイン、掲載情報等
 - (ウ) 行政情報、地図部分の掲載情報の更新及び貼替の実施方法等
 - (エ) 電気を使用する場合は、電源の管理方法、設置機器の電力使用料(ワット数)等
 - (オ) 保守管理の対応方法
 - (カ) 問題発生時の対応方法、緊急対応の対応方法等
 - (キ) 広告募集の方法等
 - (ク) 本事業の収支見込
 - (ケ) 準備作業を含む業務全体のスケジュール
 - (コ) その他県民へのサービス向上が見込める機能、設備等の提案などの企画内容
- カ 会社概要（パンフレット等）
- (2) 企画提案書等の提出期限 令和7年6月9日（月） 午後5時必着
- (3) 企画提案書等の提出場所 静岡県財務部総務課（本館1階）
- (4) 提出方法 持参又は郵送(必着)
- (5) 提出部数 ・ 正本としてア～カを各1部
・ 審査用として「オ 企画提案書」のみを6部

6 事業者の選定

(1) 選定方針

静岡県が設置する選定委員会において、各委員が企画提案書等を（3）「評価項目・基準」の各項目について書類審査を実施し、各委員の得点を合計した総得点が最も高い提案を選定する。

ただし、一定の評価に達した者がいない場合は、適格者なしとする場合がある。

また、同点となった場合は、委員による多数決により決定する。

(2) 審査方法

原則、書類審査のみを行うこととするが、静岡県が提案者からの説明が必要であると認めた時は、出席及び説明を求める場合がある。

(3) 評価項目・基準

ア 評価基準の項目及び配点（100 点満点/委員）は次のとおりとする。

企画提案の内容	設置物の仕様	30 点
	広告の募集・審査体制	10 点
	設置・運用	30 点
	その他、提案の独創性、工夫など	20 点
地方公共団体等における同種事業実績		10 点

イ アの点数に、提案された広告料に応じて、次の率を乗じたものを当該提案の合計評価点とする。

広告料（提案額）提案者	乗じる率
最高額の者	1.00
最高額未満の者	各々が提案した額を最高提案額で除した率 （小数点以下 2 位未満の端数は切り捨てるものとする）

(4) 選定結果通知

選定結果は、全参加者に郵送により通知する。

選定経緯の公表は行わない。また、選定結果に関する問合せ及び異議等には一切応じないものとする。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ・ 企画提案書等の提出期限に遅れた者
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした者
- ・ その他この募集要項に規定する応募に関する条項に違反した者

7 契約の締結等

- (1) 事業者として選定された者は、県と細部について協議を行った上で、本事業に係る契約を締結するものとする。
- (2) 事業者は、契約書に定める広告料を県に支払うものとする。
- (3) 広告料の納付時期及び金額については、初年度は広告付情報案内板の設置期間となる月から令和 8 年 3 月までの月割額を速やかに納付し、翌年度以降は年額を契約書に定める期日までに納付すること。

8 行政財産の使用許可にかかる申請書の提出

- (1) 事業者として選定された者は、広告付情報案内板の設置における県本庁舎の利用に際し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づき行政財産の使用許可（目的外使用許可）を受ける必要がある。
- (2) 広告物の設置に係る行政財産の使用料については、広告料及び電気料とは別に県に

支払うものとする。

- (3) 使用料は設置物の規格、許可期間等により「行政財産の使用料条例」等に基づき決定する。

なお、令和7年度東館床面積1㎡当たり2,190円/年、令和8年度以降は「行政財産の使用料条例」等に基づき見直しを行う。

- (4) 電気料について、使用量が確認できるよう子メーターを設置し、県からの請求に基づき支払うものとする。

9 広告取扱の指針、基準等

本事業に係る広告取扱業務については、「静岡県本庁舎広告掲示事業実施要領」、「静岡県本庁舎広告掲示基準」、その他本県が定める規程により行うものとする。

広告掲出について、県は前述の要領等に基づき広告掲載前に事前審査を行う。

10 広告付情報案内板設置事業者の責務

- (1) 設置事業者は、当該案内板及び案内板に掲載する広告の内容等について、一切の責任を負うものとする。
- (2) 設置事業者は、広告掲載までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、必要な処置を講じなければならない。
- (3) 設置事業者は、広告について第三者から苦情、被害等損害の請求や申立てがなされた場合は、設置事業者の責任及び負担において解決するものとし、県は一切の責任及び負担を負わない。
- (4) 設置事業者は、当該案内板及び広告に起因して県に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 設置事業者は、当該案内板及び広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態の如何を問わず行ってはならない。
- (6) 設置事業者は、掲載広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告欄であることを明記し、県が推奨・関知するものではないことも明記すること。また、広告枠に、「この広告による広告料は、案内板維持管理費の一部として活用されています。」と示すこと。必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても明記すること。
- (7) 配線等についても、庁舎の美観及び安全を損なわない方法とすること。

11 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の提出後の追加及び修正は、不可とする。また、提出された書類は返却しないものとする。
- (2) 応募書類の作成・提出にかかる費用については、応募者の負担とする。
- (3) 応募書類は、本事業の選定以外に無断で使用しないものとする。ただし、「静岡県情報公開条例」等の関連規程に基づき公開することがある。

12 担当部署（提出・問合せ先）

静岡県財務部総務課庁舎管理班

住 所：静岡市葵区追手町9番6号

電話番号：054-221-2185

Eメール：choushakanri@pref.shizuoka.lg.jp